

余市町 わがまち特例 一覧表

No.	対象資産	取得時期	特例割合	地方税法	税条例	具体的な資産	適用税目	
							固定資産税	都市計画税
1	児童福祉法の規定による家庭的保育事業の用に供する施設等	平成29年4月1日～	1/2	第349条の3第27項	第61条の2第1項	【家庭的保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋・償却資産	家屋
2	児童福祉法の規定による居宅訪問型保育事業の用に供する施設等	平成29年4月1日～	1/2	第349条の3第28項	第61条の2第2項	【居宅訪問型保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋・償却資産	家屋
3	児童福祉法の規定による事業所内保育事業の用に供する施設等	平成29年4月1日～	1/2	第349条の3第29項	第61条の2第3項	【事業所内保育事業】 児童福祉法の規定により市町村の認可を得たものが、利用定員5人以下で行う事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	家屋・償却資産	家屋
4	水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	1/2	附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存施設又は設備に代えて設置したものについては対象外	償却資産	-
5	下水道法に規定する下水道除害施設	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日	4/5	附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域内で事業を営んでいる者に限定する。 沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存施設又は設備に代えて設置したものについては対象外 ※下水道法、下水道条例で設置義務のある除害施設	償却資産	-
6	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の公共施設及び一定の都市利便施設	令和5年4月1日～ 令和11年3月31日	*1 3/5	附則第15条第13項	附則第10条の2第3項	(公共施設)道路、公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路等 *1特定都市再生緊急整備地域において認定事業により取得したものの特例割合は2分の1	家屋・償却資産	家屋
7	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する施設	平成28年4月1日～ 令和10年3月31日	1/2	附則第15条第20項	附則第10条の2第4項	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	償却資産	-
8	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の避難用部分	平成30年4月1日～ 令和9年3月31日	2/3	附則第15条第21項第1号	附則第10条の2第5項	指定避難施設の用に供する家屋のうち、避難の用に供する部分 (避難上有効な屋上や階段等) ※指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	家屋	-

余市町 わがまち特例 一覧表

No.	対象資産	取得時期	特例割合	地方税法	税条例	具体的な資産	適用税目	
							固定資産税	都市計画税
9	津波防災地域づくりに関する法律に規定する協定避難施設の協定避難用部分	平成30年4月1日～令和9年3月31日	1/2	附則第15条第21項第2号	附則第10条の2第6項	管理協定の対象となる津波避難施設のうち、避難の用に供する部分(避難上有効な屋上や階段等) ※協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	家屋	-
10	津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された後、建設された協定避難施設の協定避難用部分	平成30年4月1日～令和9年3月31日	1/2	附則第15条第21項第3号	附則第10条の2第7項	管理協定の対象となる津波避難施設のうち、避難の用に供する部分(避難上有効な屋上や階段等) ※協定締結後、新たに固定資産税が課される年度から5年度分	家屋	-
11	津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	平成30年4月1日～令和9年3月31日	2/3	附則第15条第22項第1号	附則第10条の2第8項	誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備 ※協定締結後、5年度分	償却資産	-
12	津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る同法に規定する協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	平成30年4月1日～令和9年3月31日	1/2	附則第15条第22項第2号	附則第10条の2第9項	(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常電源設備 ※協定締結後、5年度分	償却資産	-
13	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	1/2	附則第15条第24項第1号イ	附則第10条の2第10項	【特定太陽光発電設備】 ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備	償却資産	-
14	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	1/2	附則第15条第24項第1号ロ	附則第10条の2第11項	【特定水力発電設備】 水力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備) ※5,000kw未満	償却資産	-
15	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	1/2	附則第15条第24項第1号ハ	附則第10条の2第12項	【特定地熱発電設備】 地熱発電設備(経済産業省の認定を受けた設備) ※1,000kw以上	償却資産	-
16	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	1/2	附則第15条第24項第1号ニ	附則第10条の2第13項	【特定バイオマス発電設備】 バイオマス発電設備(経済産業省の認定を受けた設備) ※10,000kw未満	償却資産	-

余市町 わがまち特例 一覧表

No.	対象資産	取得時期	特例割合	地方税法	税条例	具体的な資産	適用税目	
							固定資産税	都市計画税
17	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	3/5	附則第15条第24項第2号	附則第10条の2第14項	【特定風力発電設備】 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づく洋上風力発電	償却資産	
18	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	2/3	附則第15条第24項第3号イ	附則第10条の2第15項	【特定風力発電設備】 港湾法に基づく洋上風力発電設備及び地球温暖化対策の推進に関する法律・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく陸上風力発電設備	償却資産	-
19	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	2/3	附則第15条第24項第3号ロ	附則第10条の2第16項	【特定地熱発電設備】 地熱発電設備(経済産業省の認定を受けた設備) ※1,000kw未満	償却資産	-
20	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	令和8年4月1日～令和11年3月31日	3/4	附則第15条第24項第4号	附則第10条の2第17項	【特定水力発電設備】 水力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備) ※5,000kw以上	償却資産	-
21	水防法に基づく浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備	平成29年4月1日～令和11年3月31日	2/3	附則第15条第27項	附則第10条の2第18項	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等	償却資産	-
22	都市緑地法の規定による市民緑地の用に供する土地	平成29年6月15日～令和9年3月31日	2/3	附則第15条第31項	附則第10条の2第19項	緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置する市民緑地の用に供する土地	土地	土地
23	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地	令和2年4月1日～令和11年3月31日	2/3	附則第15条第35項	附則第10条の2第20項	水防法に基づき指定された浸水被害軽減地区内にある土地	土地	土地
24	都市再生特別措置法に規定する滞在快適性等向上施設等に係る土地・償却資産	令和6年4月1日～令和11年3月31日	1/2	附則第15条第36項	附則第10条の2第21項	都市再生特別措置法に規定する滞在快適性等向上施設等に係る土地・償却資産	土地・償却資産	土地

余市町 わがまち特例 一覧表

No.	対象資産	取得時期	特例 割合	地方税法	税条例	具体的な資産	適用税目	
							固定資産税	都市計画税
25	特定都市河川浸水被害対策法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設 下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設	令和3年7月15日～ 令和9年3月31日	1/3	附則第15条第39項	附則第10条の2第22項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する都道府県知事等の証明がされた雨水貯留浸透施設 下水道法に規定する公共下水道管理者の証明がされた雨水貯留浸透施設	償却資産	-
26	特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地	令和4年4月1日～ 令和10年3月31日	3/4	附則第15条第40項	附則第10条の2第23項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事の指定を受けた土地	土地	土地
27	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向けに新築された貸家住宅	平成27年4月1日～ 令和9年3月31日	2/3 税額から 減額	附則第15条の8第2項	附則第10条の2第27項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅 ※最初の5年度分	家屋	-